

地域クラブ活動の手引き

令和7年度版

1. 地域クラブ活動を開始するまでの流れ

休日に活動しようとする場合、地域クラブ活動の届出をしなければなりません。
活動を開始するまでの流れについては、以下の通りです。

【新規に地域クラブ活動を設立する場合】

設立の流れ	内容
①部活動保護者会による協議 (休日の活動の有無)	部に加わった生徒の保護者会を開き、休日の活動の有無・参加メンバー・活動責任者・指導者等について話し合う。
②可児市への届出 (名簿、責任者、指導者等)	休日に活動する場合、参加生徒名簿、活動責任者、地域指導者等を記入した書類(様式1、様式1別紙A及びB)を作成し、可児市に届出する。地域指導者は、承諾書(様式2)を提出するとともに、登録時にいずれかの地域指導者区分(指導者・サポーター)を選択。また、講習会の受講及び登録が必要。
③保護者会総会の開催 (規約、活動計画、収支計画)	部の活動に参加する生徒の全保護者と地域指導者が集まる総会を開き、規約、活動計画、収支計画等を作成する。
④可児市への届け出 (年間計画)	総会で決めた計画に沿って、年間計画書(様式3)を作成し、可児市に届出する。
⑤UNIC「地域クラブ活動」を設置	可児市より送致された届出書類をもとに可児UNICスポーツクラブ(以下「UNIC」という。)にて、学校部活動を補完する「地域クラブ活動」を設置する。設置と同時に、届出書類をもとにUNIC会員登録、地域指導者登録、保険加入手続きを行う。
⑥UNIC年会費の支払い	UNIC事務局に会員(参加生徒)1人当たり1,000円の年会費を支払う。
⑦地域クラブ活動開始	活動を開始する。令和6年度に引き続き、「休日の指導」を地域クラブ活動に移行する。その他、大会参加や監督、施設利用調整などは学校(顧問)が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、段階的に地域クラブ活動へ移行する。

【地域クラブ活動を更新する場合】

更新の流れ	内容
①可児市への届出 (名簿、責任者、指導者等)	新チームの参加生徒名簿、活動責任者、地域指導者等を記入した書類(様式1、様式1別紙A及びB)を作成し、可児市に届出する。 地域指導者が継続する場合は、「継続」で承諾書を提出し、新たな地域指導者を推薦する場合は、承諾書(様式2)を新たに提出する。いずれの場合も、登録時に地域指導者の区分(指導者・サポーター)を選択する。また、新たな地域指導者は、講習会を受講し登録をする。
②保護者会総会の開催 (規約、活動計画、収支計画)	部の活動に参加する生徒の全保護者と地域指導者が集まる総会を開き、規約、活動計画、収支計画等を作成する。(年度当初から変更がなければ提出不要)
③可児市への届け出 (年間計画)	総会で決めた計画に沿って、年間計画書(様式3)を作成し、可児市に届出する。(年度当初から変更がなければ提出不要)
④UNIC「地域クラブ活動」の更新	可児市から送致された届出書類をもとにUNICにて名簿、代表者、地域指導者の更新を行う。
⑤UNIC年会費の支払い	新規会員がいる場合は、UNIC事務局に新規会員(参加生徒)1人当たり1,000円の年会費を支払う。
⑥地域クラブ活動開始	活動を開始する。令和6年度に引き続き、「休日の指導」を地域クラブ活動に移行する。その他、大会参加や監督、施設利用調整などは学校(顧問)が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、段階的に地域クラブ活動へ移行する。

※更新が必要となる主なケース

- ①新1年生の加入(4月末頃)
- ②3年生引退後の新チーム編成に伴う代表者(生徒・保護者)の変更(9月頃)
- ③生徒の入退部、地域指導者の追加・退任等(随時)

2. 地域クラブ活動の運営にあたって

地域クラブ活動は、中学校の学校部活動を補完する活動になります。地域クラブ活動の運営主体は、「可児UNICスポーツクラブ」が担います。(ただし、実施事務のすべてを一度に地域に移行することは困難であるため、当面の間は「休日の指導部分」を地域に移行し、大会参加や施設予約、練習日程調整などは学校(顧問)が中心となり、指導者・保護者等と連携、協力しながら上手に移行できる仕組みを作り、段階的に移行していきます。)

保護者会は「学校部活動・地域クラブ活動」に所属する生徒の保護者で構成し、学校部活動・地域クラブ活動の支援を行います。

部としての活動が学校の管理下での学校部活動と地域(UNIC)での地域クラブ活動の2つに別れますが、学校部活動と地域クラブ活動は一つの部であり、活動方針等も同じものです。地域クラブ活動の活動計画や指導者の指導方針は、学校部活動の指導方針に沿ったものとなり、部活動顧問とよく話し合ってください。これらの点が、学校部活動と乖離してしまうと生徒が困惑することになりますので、部活動顧問、保護者、地域指導者が密に連携することが大切です。

運営にあたっては、以下の事項に留意して実施してください。

(1)責任者(保護者代表)

地域クラブ活動の責任者は、参加生徒の保護者の中から選出してください。

(2)地域指導者

ア. 地域指導者の要件(イ)を満たしている人の中から、必要に応じて指導者を委嘱してください。なお、令和7年度より、地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、登録の際にいずれかの区分を選択する取り扱いとします。指導者及びサポーターの定義については、次の通りです。

指導者：日頃から活動種目に関する知識技能、指導技術等の習得・向上に努めるとともに、学校と連携し、学校部活動の教育的意義も踏まえながら、地域クラブ活動において生徒の指導等にあたる者をいう。

サポーター：学校部活動の教育的意義も踏まえながら生徒と関わり、活動時の見守りや球拾い等、地域クラブ活動において補助的支援にあたる者をいう。

イ. 地域指導者の要件は、次の通りです。

【指導者・サポーター共通事項】

- ①成人(18歳)に達している。(学生、教職員も可)
- ②市が実施又は指定する指導者講習会を受講している。
- ③市の指針等に基づいて生徒と関わるができる。

【指導者のみ対象事項】

- ④国・県・市の指針等に基づいて指導できる。(技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性、思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導)
- ⑤研鑽を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術(種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等)の習得に努めている。
- ⑥長期的・継続的に指導できる。(原則1年以上とするが、3年以上が望ましい)

ウ. その他

- ・地域指導者の管理下であっても、登録していない者が指導にあたることのないようにしてください。
- ・指導者については、保護者会からの推薦を基本としていますが、指導者が見つからない場合は、市（文化スポーツ課）にご相談ください。

(3)保護者会総会

- ア. 全保護者と地域指導者が集まる総会を定期的を開催してください。
- イ. 総会では、活動内容、指導内容等について共通理解を図るとともに、諸問題について検討、合意形成を図ってください。

(4)規約、活動計画書、収支計画書

- ア. 規約、活動計画書、収支計画書については、必ず作成してください。
- イ. 活動計画書の作成にあたっては、部活動顧問及び指導者とよく話し合って作成してください。活動時間や休養日は、以下のことに留意しなければなりません。

【活動時間】

	活動内容	活動時間	夜間練習
①平日	学校部活動	2時間程度	学校部活動・地域クラブ活動 18:00まで
②休日(土曜日、日曜日、祝日)	地域クラブ活動	3時間程度	

※生徒の健康管理や事故防止の観点から、学校部活動、地域クラブ活動が同日に重なった場合、各責任者は連携を取り合い長時間になり過ぎないように配慮する。

※大会や対外試合等の場合の活動時間は、上記の限りではないが、対外試合等はできる限り終日にならないよう配慮する。また、日頃から合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう心掛ける。

【休養日】

	活動内容	休養日	活動自粛期間
①平日	学校部活動	5日間で1日以上	①学校の定期テスト（中間テスト・期末テスト等）前の1週間程度 ②指導者・保護者共に活動場所に不在の場合
②休日	地域クラブ活動	・第3日曜日「家庭の日」 ・土・日曜日のいずれか ・長期休業中におけるオフシーズン	③気象警報及び熱中症警報発令時、又はそれに準ずる気象状況で、学校が部活動を控えている場合 ④校内で法定伝染病が流行し感染の恐れがある場合

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

※平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を半日（３時間程度）活動することも可能とするが、その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮すること。（過度な負担への配慮参照）

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

■過度な負担への配慮【活動時間制限：１１時間ルールについて】

平日：２時間程度　１日以上休養日　休日：３時間程度　土日いずれかを休養日

〈例：１週間の活動可能時間〉

月	火	水	木	金	土	日
２時間	２時間	休み	２時間	２時間	３時間	休み
学校部活動					地域クラブ活動	

- ・現在の活動時間ルールにおける最大の活動可能時間は平日８時間＋休日３時間＝１１時間とする。
- ・平日の学校部活動・地域クラブ活動が十分に取れない週やプラスワン活動により活動を補完する場合も週の活動合計時間は１１時間以内とする。（大会・練習試合等は除く。週の活動時間は、月曜日から日曜日までで計算する。）

ウ．会計については原則口座管理とし、処理は規約により行ってください。

(5)安全管理・物品管理

- ア．活動場所、施設設備、用具等の安全点検を定期的に行ってください。
- イ．生徒の心身の健康状態を常時点検・観察し、状況に応じて適切な指導や対処をするよう努めてください。
- ウ．怪我、事故、損害賠償等に備え、UNICにてスポーツ安全保険に加入します。なお、万一、事故が発生した場合は、速やかにUNICにご連絡ください。
- エ．生徒が怪我、体調不良の場合は、以下を参考に適切に対応してください。
 - ・首より上の怪我については、基本的にその生徒の保護者にすぐ連絡し受診の依頼をする。（頭部を打ったとき、目に何かが当たったときなどは特に）
 - ・体調不良（熱中症など）の場合は、本人が自分で帰宅できると言っても、保護者に迎えに来てもらい状況や症状を伝え引き渡す。（体調の急変もあり得る）
 - ・救急を要する怪我、症状の場合は躊躇せず救急車を呼ぶ。
 - ・病院で受診をした場合は、受診結果を学校に報告する。
- オ．警報発令時等の対応は、学校教育活動に準じること。
- カ．施設や用具に破損等が生じた場合は、速やかに学校及び文化スポーツ課にご連絡ください。
- キ．学校部活動で使用している物品は原則学校部活動と同様に使用できますが、使用する場合は事前に学校と協議してください。

(6) 地域クラブ活動に係る配慮

生徒が地域クラブ活動に参加しないことを理由に、学校部活動などにおいて不利益となることがないよう十分配慮してください。

(7) 大会への参加について

中体連の大会は、原則学校部活動として参加し、大会の申し込みやコーチ・監督・引率等は学校にて対応する。中体連以外の大会については、学校（顧問）と指導者等で協議のうえ参加形態（学校部活動、地域クラブ活動）等を決定する。

(8) 学校部活動・地域クラブ活動の連携

学校部活動と地域クラブ活動は連携を密にして活動を行います。顧問と地域指導者は「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」による情報連携を行うとともに、部（学校）は「三者代表会議」を、地域クラブ活動は「二者連携会議」を定期的に行い、活動内容、指導内容、生徒の実態（心身や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図ります。意見や要望、諸問題についてはその場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにします。また、各責任者は、必要に応じて諸会を開催してください。

※ 三者代表者会：学校が主催する、学校（校長、各顧問等）・各部保護者代表・全外部指導者の三者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（学校のみ）

※ 二者連携会議：地域クラブが主催する、全保護者・指導者の二者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（地域クラブ活動のみ）

なお、部活動改革自体は、発展途上であり、「やってみる・見直す・修正する」いわゆるトライ＆エラーを繰り返して改革を進めています。実施する中での皆様のご意見やご提案をもとに見直しを進めてまいりますので、市文化スポーツ課までお願いします。

(9) 地域クラブ活動の流れ

地域クラブ活動の実施にあたっては、以下の流れで実施します。

地域クラブ活動の流れ	内容
①年間計画の作成	地域クラブ活動の年間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
②月間計画の作成	地域クラブ活動の月間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
③鍵の受け渡し 施設の開錠	金曜日に顧問が部長に施設の鍵等が入った「活動袋」を渡します。部長は活動日に地域指導者に「活動袋」を渡し施設を開錠します。
④「活動連絡票」の確認	「活動袋」の中に「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」が入っているので、顧問からの連絡事項を確認します。
⑤地域クラブ活動の実施	顧問からの連絡事項を踏まえつつ、地域指導者の指導のもと地域クラブ活動を実施します。

⑥「出勤簿」及び「活動連絡票」の記入	活動終了後、「地域指導者出勤簿」を記入し、「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」に活動状況や顧問への連絡事項等も記入します。
⑦施設の施錠 鍵の受け渡し	施設の片づけ、施錠を行ったら、地域指導者は鍵及びファイル等を「活動袋」に入れて、部長に渡します。 部長は月曜日に顧問に「活動袋」を返却します。

※年度当初に年間計画表を作成し、その後は②⇒⑦を繰り返して実施します。

3. 地域指導者登録の流れ

地域指導者登録の流れは次の通りです。なお、指導者講習会には、今後地域指導者になりたい方も参加可能です。

地域指導者登録の流れ	内容
①指導者講習会への参加	地域クラブ活動の指導者になることを希望する者は、指導者講習会を受けなければなりません。
②修了証の交付	指導者講習会を受講すると、修了証が交付され、地域指導者としての資格が認められます。（3年間有効）
③保護者会からの委嘱	保護者会からの指導依頼により、地域指導者承諾書（又は届出書）を保護者会に提出します。 保護者会は、承諾書を可児市へ届け出てください。
④地域指導者の登録	保護者会から届け出のあった地域指導者承諾書を受理後、可児市にて地域指導者登録を行います。
⑤事前打合せ	地域指導者と学校（顧問）、保護者会と活動日や時間、活動内容についての事前打合せを行う。
⑥指導の実施	地域クラブ活動の趣旨を遵守し、地域指導者の資質向上と、生徒の心身の健康管理に努めた指導を実施します。 また、指導にあたっては、部活動を補完する活動であるため、部活動顧問と連携して指導にあたります。

※初年度に限り、速やかに講習を受けることを条件に地域指導者を行うことができます。

※地域指導者としてふさわしくない行為が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

4. 指導者への報酬について

地域クラブ活動は学校部活動を補完する活動であり、これまで部活動として行われていた部分の指導にあたる者は、教員が給料・手当の支給を受けて学校部活動の指導するのと同様に、報酬を支払います。地域指導者の区分（指導者・サポーター）毎の報酬額は、次の通りです。

【指導者】

対象者：地域指導者のうち、「指導者」として登録した者

勤務日時：休日（土曜日、日曜日、祝日）の1日3時間程度

報酬額：1,000円／時間（1日当たり3時間限度）

ひと月の上限（1日の指導者配置上限は2名）

1日：1,000円×3時間＝3,000円

1月：月に土日が4回の場合 ⇒ 3,000円×4回＝12,000円

月に土日が5回の場合 ⇒ 3,000円×5回＝15,000円

【サポーター】

対象者：地域指導者（「サポーター」又は「指導者」として登録した者

勤務日時：指導者に同じ

報酬額：1,000円／日

ひと月の上限（1日のサポーター配置上限は2名）

1日：1,000円×1日＝1,000円

1月：月に土日が4回の場合 ⇒ 1,000円×4回＝4,000円

月に土日が5回の場合 ⇒ 1,000円×5回＝5,000円

その他：「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となります。

【注意事項（指導者・サポーター共通）】

- ・土日の回数は、クラブ毎に年度内の活動曜日（土曜日又は日曜日のうち主に活動を行う曜日）を固定して算定します。
- ・報酬は、「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土日の回数分を上限とします。ただし、複数クラブで地域指導者登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用します。
- ・報酬は、所得税を源泉した額で支払います。
- ・プラスワン活動は、報酬の対象とはなりません。

5. 学校施設の利用について

地域クラブ活動は、基本的には所属する学校施設を利用していただくことになります。土日は8：00から18：00までの間で、学校部活動顧問と相談の上、活動時間を決定してください。

6. 学校以外の施設利用について

学校以外の施設を利用する場合は、それぞれの施設の利用方法に従ってください。なお、市内公共施設（地区センター、体育施設（カヤバスタジアム除く））については、2. 地域クラブ活動

の運営にあたって(4)に記載の活動時間に準備・片づけ時間（活動時間の前後各30分）を追加した時間内の活動であれば、利用料は減免になります。（この場合の申請者は学校名又は学校長名、市に登録されている地域クラブ名であること。）

○可見市中学生期のスポーツ・文化活動指針に定めのある活動時間+準備及び片付けの時間（1時間）までは減免（無料）と対象とします。

平日：3時間（活動時間2時間+準備及び片付け時間1時間）

休日：4時間（活動時間3時間+準備及び片付け時間1時間）

○減免時間を超えた場合は有料となります。

○練習試合の場合も減免となります。

○大会の場合は、「学校体育施設優先使用申請書」と「大会要項」と提出で減免（無料）。

※カヤバスタジアムについては、減免はありません。

※テニスコートにおいては、減免利用時であっても照明料金は有料となります。

〈鳴子近隣公園テニスコート〉

・使用コートは2面まで。

〈可見市運動公園テニスコート（カヤバテニスコート）〉

・使用コートは3面まで。

7. プラスワン活動について

（1）プラスワン活動の定義

地域クラブ活動を行う保護者会において、活動をさらに求めようとする希望生徒が、学校部活動及び地域クラブ活動にプラスする活動（プラスワン活動）として、UNICに団体登録を行い、UNIC活動として保護者の管理下（学校の管理外）で、自発的・自主的に行う活動。

※保護者クラブ活動の実施の有無は保護者会にて決定する。

※保護者クラブはUNICの登録団体であるが、運営はすべて保護者会にて行う。

※責任者、団体登録、指導者、その他については、地域クラブ活動における登録内容を兼用する。

※責任者及び指導者は、当活動に参加しない生徒が、参加しないことを理由に（学校部活動などにおいて）不利益となることがないように十分配慮する。

（2）プラスワン活動について

プラスワン活動を実施するにあたっては、週の合計活動時間が11時間以内であれば、地域クラブ活動による休日の部活動を「プラスワン活動」として実施することができる。（任意で行う保護者クラブ活動とは異なります。）

ただし、プラスワン活動は「平日2時間程度」「休日3時間程度」の時間制限は同じとする。

8. 問い合わせ先

【部活動改革について】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市市民文化部文化スポーツ課
TEL : 0574-62-1111 (内線2433、2434) Mail : sports@city.kani.lg.jp

【指導者登録・保険について】

〒509-0242 可児市谷迫間806番地2 (可児青少年育成センター/錬成館内)
可児UNICスポーツクラブ事務局
TEL : 0574-63-0673 Mail : kani-unic@ma.ctk.ne.jp

9. 各種様式

- 様式 1 : 「地域クラブ活動」届出書 可児UNICスポーツクラブ入会申込書
 - ・地域クラブ活動をする際の、市への届出様式です。
 - ・提出には、参加生徒名簿(様式1別紙A)、地域指導者名簿(様式1別紙B)の添付が必要です。また、地域指導者を登録する場合は地域指導者承諾書(様式2)の添付が必要です。
- 様式1別紙A : 「地域クラブ活動」参加生徒名簿
 - ・様式1に添付する資料で、参加する生徒の名簿です。
 - ※学校部活動と同じである場合は、学校部活動の名簿に替えることができます。
- 様式1別紙B : 「地域クラブ活動」地域指導者名簿
 - ・様式1に添付する資料で、地域指導者の名簿です。
 - ・登録時に「指導者」又は「サポーター」いずれかの区分を選択していただきます。
- 様式 2 : 「地域クラブ活動」地域指導者承諾書
 - ・様式1に添付する資料です。
 - ・地域クラブ活動において地域指導者となることを承諾する様式で、地域指導者が保護者代表に提出し、写しを様式1に添付してください。
- 様式 3 : 「地域クラブ活動」年間計画書
 - ・活動場所、活動期間、活動時間等について定める様式です。
 - ※活動時間や場所など、部活動と十分に調整を行う必要があります。

10. 個人情報の取り扱いについて

地域クラブ活動の届出書等(様式1~3)に記載された内容については、学校部活動及び地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する中学校、可児市中学生期のスポーツ・文化活動振興会議、実施主体である可児UNICスポーツクラブに提供します。このことについて、保護者会において各生徒、保護者の同意を得た上で名簿を提出いただきますようお願いいたします。

なお、上記の目的以外には利用しません。

(様式1)

令和 7 年 4 月 1 日

可児市長 様

(一社) 可児UNICスポーツクラブ 様

記入例

令和 7 年度
「地域クラブ活動」届出書
可児UNICスポーツクラブ入会申込書

【活動クラブ名】

〇〇中剣道クラブ

可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針に従い、別紙の参加生徒名簿及び地域指導者名簿のメンバーで地域クラブ活動を行いますので届出するとともに、可児UNICスポーツクラブ（以下「UNIC」）の入会を申し込みます。なお、本届出書に記載された内容が、所属する中学校及び可児市中学生期のスポーツ・文化活動振興会議・UNICに提供されることについては、各生徒、保護者、地域指導者の同意を得ています。

1. 責任者（保護者代表）

保護者氏名	可児 太郎
生徒氏名	可児 次郎 3 年 1 組
住 所	可児市 広見 1-1
電 話	(0574) 62 - 1111

2. 生徒代表

生徒氏名	広見 三郎 3 年 2 組
------	---------------

3. プラスワン活動（該当する場合は、□に☑を記入してください）

☒	地域クラブ活動の他に「プラスワン活動」を行う。
-------------------------------------	-------------------------

※プラスワン活動を行う場合は、本申請書をもってUNICに団体登録をします。

4. 年会費

自動計算です

年会費合計	15,000 円	(1,000円 × 15 人分)
-------	----------	-------------------

※人数については、「地域クラブ活動」参加生徒名簿（様式1別紙A）を参照。

【添付資料】

- ・「地域クラブ活動」参加生徒名簿（様式1別紙A）
- ・「地域クラブ活動」地域指導者名簿（様式1別紙B）
- ・「地域クラブ活動」地域指導者承諾書（様式2）
- ・「地域クラブ活動」年間計画書（様式3）

(様式1別紙A)

令和 7 年度 「地域クラブ活動」 参加生徒名簿

記入例

活動クラブ名		〇〇中剣道クラブ									
No	会員番号	氏名	ふりがな	性別	生年月日	学年	郵便番号	住所	保護者名	連絡先	備考
1		可児 次郎	かに じろう	男	平成22年4月16日	3年	509-0292	可児市広見1-1	可児 太郎	〇〇-●●●-△△△	
2		広見 三郎	ひろみ さぶろう	男	平成23年1月21日	3年	509-0214	可児市広見1234-567	広見 蘭丸	〇〇-□□□-×××	
3							509-	可児市			
4							509-	可児市			
5							509-	可児市			
6							509-	可児市			
7							509-	可児市			
8							509-	可児市			
9							509-	可児市			
10							509-	可児市			
11							509-	可児市			
12							509-	可児市			
13							509-	可児市			
14							509-	可児市			
15							509-	可児市			
16							509-	可児市			
17							509-	可児市			
18							509-	可児市			
19							509-	可児市			
20							509-	可児市			

※ 申込の際は申込書、年会費を揃えて提出願います。
※ 会員番号がない場合は空欄をお願いします。
※ 手続きが完了した日から保険適用されます。追加の場合は速やかに手続きを行ってください。

(様式1別紙B)

令和 7 年度 「地域クラブ活動」 地域指導者名簿

記入例

活動クラブ名		〇〇中剣道クラブ								
No	新規・継続等の別	区分	氏名	ふりがな	性別	生年月日	郵便番号	住所	連絡先	指導者講習
1	継続	指導者	明智 一	あけち はじめ	男	昭和58年6月4日	509-0214	可児市広見1000-100	〇〇-●●●-□□□	済
2	新規	サポーター	平牧 花子	ひらまさ はなこ	女	昭和61年9月30日	509-0238	可児市大森9999-999	〇△□-□□□□-×××	未
3							509-	可児市		
4							509-	可児市		
5								可児市		
6								可児市		
7								可児市		
8								可児市		
9							509-	可児市		
10							509-	可児市		
11							509-	可児市		
12							509-	可児市		
13							509-	可児市		
14							509-	可児市		
15							509-	可児市		

※ 新規の場合は、別途「様式2 地域指導者承諾書」を提出してください。
※ 名簿については、緊急時等に連絡先が分かるものであれば、この様式に限りませんが、地域指導者の区分（指導者又はサポーター）は必ず記入してください。
※ 記載していただいた個人情報は、学校部活動及び地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する中学校及び可児市中学生期のスポーツ・文化活動振興会議、可児UNICスポーツクラブに提供すること以外には使用しません。

(様式2)

自動入力です。

令和 7 年 4 月 1 日

可児市長 様

〇〇中剣道クラブ 保護者代表 様

記入例

令和 7 年度

「地域クラブ活動」地域指導者承諾書

【活動クラブ名】

〇〇中剣道クラブ

上記の地域クラブ活動において地域指導者になることを承諾します。

なお、可児市中中学生期のスポーツ・文化活動指針に基
礎講習会を受講し、地域指導者に登録します。

ドロップダウン
リストで選択。

種目名	剣道	新規・継続の別	新規	区分	サポーター
氏 名	平牧 花子	生年月日	平成 10 年 12 月 3 日		
住 所	可児市大森 9999-999				
電 話	(0574)	62	-	1111	

【指導者講習会の受講状況】※有効期限内のものに限る

①市が実施する指導者講習会

実施主体：可児市（又は可児市体育連盟） 名称：(地域)指導者講習会(WEB版含む)

受講の有無	有	修了番号	第 R6-1234 号
有効期間	3 年	修了年月日	令和 7 年 3 月 10 日

②市が指定する指導者講習会

ドロップダウンリストで選択。

実施主体：岐阜県（又は岐阜県スポーツ協会） 名称：地域クラブ指導者育成研修

受講の有無	無	認定番号	第 号
有効期間		認定年月日	令和 年 月 日

注1)地域指導者として登録するためには、上記①又は②の講習（研修）を修了する必要があります。

注2)講習会等の名称は、年度によって異なる場合があります。

記載していただいた個人情報は、学校部活動及び地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する中学校及び可児市、可児UNICスポーツクラブに提供すること以外には使用しません。

(様式3)

令和 7 年度 「地域クラブ活動」 年間計画

記入例

活動クラブ名	〇〇中剣道クラブ
--------	----------

1. 学校部活動・地域クラブ活動の共通方針

- ①【チーム力】励まし合い、助け合い、チーム全体で取り組む。
- ②【考える力】上達するために、目標や課題をもって取り組む。
- ③【礼 節】相手を尊重し、礼節を重んじる。

2. 地域クラブ活動の指導方針

1. 大会出場に向けた技術向上を目指すとともに礼節を重んじる。
2. 剣道競技の基本的な技術を向上し、段級審査にも挑戦する。

3. 年間計画（大会・行事）

月日	行事・大会等	備考
4 月		
5月5日	可児市剣道大会（団体・個人）	可児市錬成館
6月9日	可茂地区剣道大会（団体）	プラザちゅうたい
7月21日	可茂地区中学校総合体育大会（団体戦）	プラザちゅうたい
7月28日	可茂地区中学校総合体育大会（個人戦）	プラザちゅうたい
8月4日	岐阜県中学校総合体育大会（団体戦）	岐阜清流アリーナ
8月11日	岐阜県中学校総合体育大会（個人戦）	岐阜清流アリーナ
9 月		
10月13日	岐阜県中学校新人戦（団体戦）	岐阜清流アリーナ
11 月		
12月8日	可児市剣道大会（団体・個人）	可児市錬成館
12月15日	坂井杯剣道大会（団体戦）	富加町B&G
1 月		
2 月		
3 月		

4. 活動時間等

○主な活動日・活動時間

平日	学校部活動 15～17時（11月～2月は休止）		
休日	曜日： 土曜日	時間： 9:00	～ 12:00
（休日追加活動）	曜日： 日曜日	時間： 9:00	～ 12:00
場所	〇〇中学校格技場		

※休日追加活動について

平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を半日（3時間程度）活動することも可能。その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮すること。

○プラスワン活動

平日	曜日： 木曜日	時間： 19:00	～ 21:00
	曜日：	時間：	～
休日	曜日：	時間：	～
場所	〇〇中学校格技場		

※週の合計活動時間が11時間以内であれば、地域クラブ活動による「プラスワン活動」を実施することができる。ただし、プラスワン活動は「平日2時間程度」「休日3時間程度」の時間制限は同じとする。

5. 指導体制

(1) 学校部活動顧問

No	氏名	役割	備考（資格等）
1	可児 太郎	顧問	県認定地域指導者
2	可児 次郎	副顧問	
3	可児 京子	副顧問	

※役割：顧問、副顧問等

※資格：市認定地域指導者、県認定地域指導者、JSPO公認コーチⅠ等

(2) 地域指導者

No	区分	氏名	役割	備考（資格等）
1	指導者	明智 一	主任コーチ	市認定地域指導者
2	サポーター	平牧 花子	活動時の見守り	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※区分：指導者、サポーター

※役割：主任コーチ、実技担当コーチ、運営担当、活動時の見守り等

※資格：市認定地域指導者、県認定地域指導者、JSPO公認コーチⅠ等

6. 地域クラブ活動参加者

学年	性別	人数	人数内訳				
			蘇南中	中部中	西可児中	東可児中	広陵中
1年生	男子	1	1				
	女子	2	2				
2年生	男子	3	3				
	女子	0	0				
3年生	男子	6	6				
	女子	3	3				
合計	男子	10	10	0	0	0	0
	女子	5	5	0	0	0	0
	計	15	15	0	0	0	0

※他校の地域クラブ参加者数も記入すること。

※合同チームの場合も合同チーム分すべての参加者を記入すること。

※「地域クラブ活動」届出書提出時点（1年生を含む）の参加者を記入すること。

※学校部活動の部員数でなく、地域クラブ活動参加者を記入すること。